

司会 安孫子 雄

一、

討論は最初に、占有を示す慣習についていくつかの例が竹内会員から示され、「土地占有の慣習は、たとえば、きのこや蜂の巣などを最初に発見した者が標識を立てる」と他の者は手をださない、といったような、制度的に租税の対象とならないものでは、生きた習俗として残っているようだ」と説明があった。また岩本会員が、国分一太郎氏の話として、「きのこを山で見つけた時は誰でも採ることができるので、その山を『運上にかける』と宣言すると、宣言した者のものとなり、他の者は手をだせない」という慣習があったことを紹介した。安孫子会員から、前者の背景にあるのは共同体だが、後者の話の背景は領主にあるのではないかと指摘があり、それに関して、竹内会員は、割り地の問題を挙げ、「古代からの共同体所

有なのか、それとも近世の村請制の貢租の補償か、というのが大きな問題だ」と述べた。さらに、安孫子会員や岩本会員から、江戸時代に、他領地の土地を集積した地主に対して、その領主が買い戻したものや、三人の領主に年貢を納めていた例などが出されたが、共同体と支配関係との関係については、討論ではそれ以上突っこんだ議論にならなかつたのは残念である。

二、

安孫子会員が、報告を「土地の所有あるいはひろく占有といつたは歴史の流れとともに変わること、つまり、一方では本源的所有を崩す力が続いており、他方では本源的所有がそれにもかかわらず存続している。その時代時代に応じた本源的所有をしばるありが現れるということ」とまとめたのを受けて、田原会員が「所有権とは別の耕作権とはどういうことだろうか」と問題提起を行なつた。まず山形県庄内地方の例がだされ、そこでは小作権が永代化して非常に強くなつており、小作権を現金で換算していることが示された。これに対しても安孫子は、宮城県南郷の場合は小作権が登記され、地主が土地を購入する際に小作権も買つては耕作権とはまったく別で、古代の占有権などとも異なつてゐるがそれは耕作権と発言した。

三、

本源的には本分化であつた所有と占有とが分離し、それによつて所有権と耕作権とが成立する。したがつて耕作権は直接に労働と結びついたものという点で所有権と区別される。以上を確認したうえで、議論は報告に戻つていった。田原会員が「中世も昭和も同じ行動をとるというのは、どういう意味をもつてゐるのか」と質問があり、岩本会員は説明することが困難だとしながらも、「田堵の成長期と農地解放期というように、いずれの場合も従来の土地秩序が動

とは権力が確認するような制度的なものであるのに対し、占有は実態的なもので労働と直接つながつてゐる。労働が共同体を媒介として行われてゐるので、占有と共同体とが関係していく」と答え、また安孫子会員が所有と占有の分離の歴史的な経過を、「占有は本来は所有を包括している。支配関係がでてくると所有が占有と切り離され、商品関係がでてくると所有そのものが売買の対象となる。そうなると労働から切り離された支配力として所有が現われることになる」と述べた。そこで田原会員が、「耕作権が労働と結びついているとすれば、本源的所有とは耕作権のことではないのか」と指摘し、本源的所有についての議論が展開した。細谷会員はマルクスの「資本的生産に先行する諸形態」について、「アジア的、古代ローマ的、ゲルマン的の三形態は、ともに第一次形態でいずれも本源的所有だろう。法的に保証されたものではなく、定住して占有するという状態だ」と解説した。さらに岩本会員が「マルクスは農業が開始された状態から叙述しているが、それ以前の段階、すなわち遊牧民のテリトリーというのが最も本源的といえるのではないか」と発言した。

揺している時にこのような行動が起つていて」と答えた。安孫子会員は「私的所有制が動搖する間隙をぬつて労働と所有の原関係が現われてくる」と補足した。また内田会員が「共同田植で地主に对抗する根拠というのは、地主的土地位所有に対する本源的所有と考えていいのか」という質問をしたのに對しては、地主の所有権に对抗する小作権というのではなくて、土地の売買という不安定な状況にあって、自分が耕している土地へのかかわり方が問題となつてくるのだ、と説明された。さらに、細谷会員が「法的な所有権をこえて実際に労働した者が所有を主張する」事態が近代においてもみられるというのは、外国ではどうかとたずねたのに対し、安孫子会員は十八十九世紀の林野密猟の例を挙げ、所有権を守る行政や警察権限に抵抗する労働慣行の主張があつたことを紹介した。

四、

討論は、さらに土地そのものについて行われた。安孫子会員は「こういうことは土地以外では起つてこない。ということは、土地のもつ有限性が問題なのではないだろうか」と述べ、細谷会員も「対象が自然そのものだから自分が労働して自分のものとするのであつて、他人がすでに手を加えていてはだめなのだろう」と発言した。また、耕地は非常に早くから私有財産化しているのに對して、山林では、下地と立木との権利が未分化のまま明治まで存続していると、竹内会員の指摘があった。岩本会員はイギリスのエンクロージアなどを挙げて日本と比較し、「日本では、すでに律令の段階で一人の人間が一生耕すというようになつていて。そのあとで私有化が起つて、さらに商品化がはいつてくる。これは肥料の問題が大きいのではないかだらうか」と述べた。律令制や太閤検地が水田しか対象とし

ていないこと、米を全国から集めたのは莊園時代にはいってからかもしれない、などの話がだされた。

五、

こうして討論は、土地に対する本源的な所有、占有関係と村落あるいは共同体がどのようにかかわるかという論点に集中した。

安孫子会員が「土地に対する本源的な占有とは何か」というと、それは労働の投下で、それを誰が認定するかというと、共同体だといふのが本来のあり方だった。その遺制として、神木やしめなわが存続している。このような認定する力というのは時代とともに変化して、本来は共同体だったものが、領主、土地改良区、行政区市町村などになっている。そもそもこの社会的な力とは何なのだろうか」と発言した。岩本会員が「とどのつまりは生産手段に対する人間のかかわり方ということではないか」と述べ、「小作争議で、組合員だけではなく村人が集まつてきて共同田植をするというのは、土地に対するムラのかかわりとして考えられよう」と答えた。また、細谷会員も庄内地方で、小作権の売買を村内に限定している事例を挙げ、「社会的な力とはムラとかかわるものではないか」と述べた。さらに、内田会員が「近世以降のムラと本源的所有における共同体とはどのように異なるのか」と質問したのに對して、岩本会員は「前近代には共同体が存在するのだが、それは支配体制のもとでは行政区としてフィクション化されると考える。インヴィジブルなムラとヴィジブルな行政区」というわけで、農民自身にとつてはインヴィジブルなムラが存在するが、われわれが調査研究する時にはヴィジブルな行政区をつかんでしまうことになる」と答えた。

最後に武田会員が、「現在の占有の論理に基づいて、現代の土地

所有をどのように展望していくのか」と発言したが、簡単にはいかない問題だということになった。しめくくりとして安孫子会員が「本源的所有を変化させてくるのは誰か、そしてムラはそれにどうかかわるのか、が問題だろう。労働と自然との関係を問題とする場合に、行政市町村や生産組合などを考えていかなければならぬだらう」と発言して、討論を終了した。

討論は、現状について言及されない限りはあるものの、共通課題である「土地と村落」を考察していく際の基本的な視角が明確にされたといえよう。所有と占有を基礎にすえながら、村落の現実、土地利用の実態をとらえていくことが必要なのである。具体的な論点は今後に残されたとはいへ、収穫の多いものであった。また、慣習、習俗の問題、土地問題の歴史的な展開なども充分論じる余裕がなかつたが、共通課題を検討していくなかで深めていくべき論点だと思われる。